



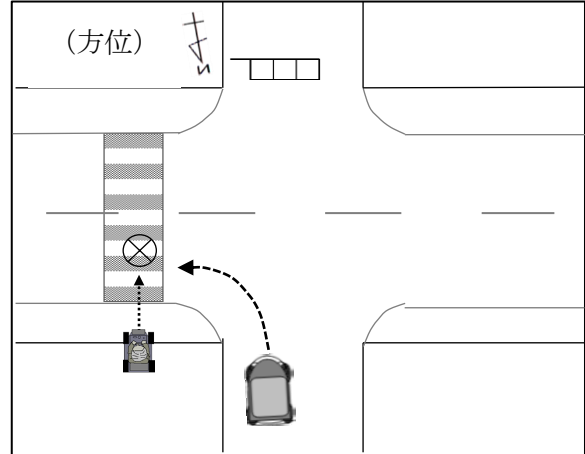
平成 28 年 電動車いす交通事故情報

平成 28 年 10 月 19 日
愛媛県電動車いす
交通安全対策連絡協議会
Tel : (089) 934-0110

今年 3 件目 電動車いすの事故発生!! 県道での衝突事故!!

【事故概況】

発生日時	平成 28 年 10 月 17 日 (月) 午後 20 時 30 分頃
発生場所	西条市新田
概要	信号機のある交差点において、青信号で交差点(横断歩道)を横断中の電動車いすと左折中の普通自動車とが衝突。(軽傷)



- 電動車いす利用者⇒
左右をよく見て道路を横断しましょう!!
- 運転者⇒
進行時における前方の安全確認の徹底を!!



○ 電動車いす利用者は、「歩行者」とみなされます。

道路を横断するときは・・・

- 必ず横断歩道を利用しましょう。
- 信号が青でも、左右をよく見て自動車と止まっていることを確認してから渡りましょう。

いつも通り慣れている道だからといって、油断は禁物！
右左折車には要注意です！！



横断中の危険

- 道路を斜めに横断すると横断時間が長くなり危険です。車の直前直後の横断や斜め横断は絶対にやめましょう。



歩行者横断禁止標識

この標識がある場所は、道路の横断が禁止されています。



「愛媛県電動車いす交通安全対策連絡協議会」では、電動車いすを安全に利用していただくためのポイントを記したチラシを作成し、愛媛県警及び愛媛県交通安全協会のホームページに掲載しておりますので、是非ご活用ください。

◎電動車いす利用者の方は、電動車いす交通安全登録制度に登録しましょう！！

<http://www.police.pref.ehime.jp/kotsukikaku/dendokurumaisu/1.pdf>